

○茅ヶ崎市情報公開条例

昭和 6 1 年 3 月 2 8 日

条例第 2 号

改正 平成 9 年 3 月 25 日 条例第 2 号  
平成 10 年 12 月 28 日 条例第 45 号  
平成 12 年 3 月 29 日 条例第 6 号  
平成 13 年 3 月 28 日 条例第 5 号  
平成 13 年 6 月 26 日 条例第 19 号  
平成 15 年 12 月 18 日 条例第 35 号  
平成 17 年 9 月 29 日 条例第 27 号  
平成 19 年 9 月 28 日 条例第 25 号  
平成 25 年 3 月 25 日 条例第 2 号  
平成 27 年 3 月 27 日 条例第 1 号  
平成 28 年 3 月 29 日 条例第 11 号  
平成 29 年 3 月 28 日 条例第 1 号  
令和 2 年 3 月 26 日 条例第 4 号  
令和 4 年 12 月 21 日 条例第 38 号  
令和 5 年 3 月 28 日 条例第 10 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）
- 第 2 章 行政文書の公開（第 4 条～第 1 5 条）
- 第 3 章 審査請求（第 1 6 条～第 1 8 条）
- 第 4 章 情報の提供等（第 1 9 条～第 2 2 条）
- 第 5 章 雑則（第 2 3 条～第 2 6 条）
- 附則

（行政文書の公開義務）

**第 5 条 実施機関は、行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、当該行政文書を公開しなければならない。**

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報
  - イ 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
  - ウ 公務員等（国家公務員法（昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 3 年法律第 1 4 0 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に関する情報のうち、当該

公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報

エ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため公開することが必要であると認められる情報

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公開しないという条件で任意に提供された情報であつて、個人又は法人等における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(5) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国若しくは県の機関の指示により、公開することができないとされている情報

(平13条例5・全改、平15条例35・平19条例25・平25条例2・平27条例1・一部改正)

#### (会議の公開)

第20条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(当該附属機関に部会、分科会等が設けられている場合は、当該部会、分科会等を含む。以下この条において「附属機関」という。)の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定により公開しないこととされているとき。

(2) 非公開情報に係る事項について審議等を行うとき(当該附属機関が公開することを相当と認めるときを除く。)

(3) 会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるお

それがあると当該附属機関が認めるとき。

(平 2 9 条例 1 ・ 追加、令 4 条例 3 8 ・ 旧第 2 3 条繰上)